制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月９日

鳥取県立厚生病院長　　齊藤 博昭

１　調達内容

（１）　調達物品の名称及び数量

鳥取県立厚生病院で使用する灯油の供給（JISK2203に規定される１号灯油）

予定数量　170キロリットル（気象条件等により変動する。）

（２）　納入期間

令和９年１月１日から令和９年３月31日まで

（３）　１回当たりの納入数量

８キロリットルから12キロリットル程度

（４）　１月当たりの納入回数

４回から７回程度

（５）　納入場所

鳥取県倉吉市東昭和町150　鳥取県立厚生病院

（６）　入札書の記載方法等

入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）は、鳥取県石油協同組合が通知する「鳥取県庁納入価格について」に基づき、開札日において適用される県庁単価（以下「県庁単価」という。）と見積者が納品する灯油（１号）１リットル当たり（消費税及び地方消費税を含む額。）の単価の差額（以下「見積差額」という。）を記載すること。

契約は単価契約とし、契約の単価は、契約日に適用となる県庁単価に見積書に記載した見積差額を増額又は減額した額を本契約における単価とする。

なお、契約日以後県庁単価の変更が行われた場合は、変更後の県庁単価に見積差額を増額又は減額した額を本契約における単価として適用するものとする。

また、市況の変動により契約金額が著しく不適当となったと認めたときは、甲乙協議の上で契約金額を変更できるものとする。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類の石油に登録されている者であること。

（３）　本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）　本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

（５）　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第１項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

3　契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4　入札手続等

（1）　入札に関する問合せ先

〒682－0804　鳥取県倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局総務課施設担当（外来・中央診療棟４階）

電話　0858－22－8181（代表）

電子メール　kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

（2）　競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680－8570　鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857－26－7431

（3）　入札説明書等の交付方法

令和８年11月９日（月）から同年11月24日（火）までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/）から入手すること。

（4）　郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年12月15日（火）午前11時。ただし、郵便等による受領期限は、同月14日（月）午後５時とする。

イ　場所

倉吉市東昭和町150　鳥取県立厚生病院　第１会議室（外来・中央診療棟５階）

5　入札者に要求される事項

（1）　入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）　本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類として入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「事前提出物」という。）を、４の（1）の場所に令和８年11月24日（火）午後５時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者及び開札の時において競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

（3）　入札者は、事前提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6　入札保証金及び契約保証金

（1）　入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）　契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に１の（1）の予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成７年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年鳥取県規則第106号）第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7　その他

（1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2） 入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3） 契約書作成の要否

要

（4） 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を確実に納品できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（5） 手続における交渉の有無

無

（6） その他

詳細は、入札説明書による。